

2018
No. 84



本区概要
(平成30年4月現在)
受益面積 6,490.0 ha
組合員数 2,199 人

改修後の新堀堰 (庄内町跡地内)

〈 目 次 〉

理事長あいさつ 2	平成30年度予算 6
平成30年通常総代会開催 3	平成30年度賦課金納入について 7
平成30年度主な事業一覧 4～5	水・土・里ネット掲示板 8～10 (改良区からのお知らせ)

理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より本区の土地改良事業並びに運営にご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、今年は平年よりも積雪量が多く、春作業が遅れ気味の地域もあったため、本区としては代掻き用水期間の延長を要望し、通常より五日長い十五日間にして頂きました。

なお、現在適用の水利権は、来年度、更新するまでの暫定水利権でありますので、更新に向けて、営農実態を調査し、作業実態に合った許可が下りるよう関係機関に要望いたしております。

さて、本区では維持管理費も含め、あらゆる支出の削減に取り組んでおります

が、今年度も中干期（六月下旬から七月上旬）の揚水機の休止及び時間運転を実施させて頂きました。

ご協力頂きました組合員の皆様へ感謝申し上げますとともに、今後も適切な用水調整を行い、維持管理費の削減に努めて参りたいと思っております。

さて、本区の重要施設である『北楯大堰』を世界かんがい施設遺産に登録すべく、手続きを進めておりますが、現在、国内委員会の審査を通過し、八月の国際かんがい排水委員会国際執行理事会が行う登録可否の決定を待っている状況であります。

次に、現在、取り組んでいる事業の一つが「国営かんがい排水事業（最上川下流左岸地区）」であります。

今年、五月、豪雨により本区では湛水被害が発生しましたが、そのような豪雨による排水流出による湛水被害の軽減を目的とする事業です。建設以来四、五十年経過し、老朽化が進行している排水施設の機能を向上させるため、二段割・大和・毒蛇・西野・中央の五排水機場の更新と生田排水機場の新設、さらに幹線排水路五路線の改修を行う予定です。

昨年八月には本区事務所内に国営事業所が開設され、現在、詳細な調査や設計等が行われております。本区としては、事業が円滑に進捗するよう全力で協力させて頂いております。

次に、平成二十三年度終了した国営最上川下流沿岸農業水利事業では、面積要件（受益地五〇〇ヘクタール以上）が足りず整備できなかった地区を県営事業として実施しているのが「県営水利施設整備事業」であります。現在、「上堰・八カ村堰地区」「上堰下流地区」「吉田新堀西野地区」「十一カ村堰地区」の四地区でそれぞれ水路及び揚水機の改

修・整備を計画し、工事を行っております。

また、「農業水利施設保全高度化事業」では、「長沼堰地区」「町堰地区」「廿六木堰地区」が採択されており、水利用や水管理の効率化、省力化、水利施設の安全性向上等を目的とし、こちらも前述事業と同様に水利施設の改修を目指すものであります。

続いて、「県営農地整備事業」（旧・県営ほ場整備事業）であります。

現在、三地区で事業を進めており、「常万地区」（H二十八事業採択）では、実施設計・換地業務・用水路工事を実施、本年度は面工事十一・二ヘクタールに着手、「西興野地区」（H三十一事業実施予定）と「狩川東部地区」（H三十三事業実施予定）は調査計画を行います。

また、「簡易基盤整備促進事業」は、安価で簡易な再整備を短期間で行う事業であり、「高田麦地区」がモデル地区（県下二地区）に選ばれ、排水路の管路化、地下かんがい（暗渠排水）、畦畔除去による区画の拡大を実施する予定です。平成二

十九年度に調査計画が行われ、今年度から工事に着手します。要望の多い事業でもありますので、本区の他地区でも実施できるよう、本事業化に向け、県に強く要望して参る所存であります。

その他、「農業体質強化基盤整備促進事業」を実施しております。この事業の目的は、農業者が農業を継続できる環境を整え、農業競争力の強化を図ることです。本区では、老朽化している揚水機の整備や水路溝畔の整備等を行い、用水の安定供給や維持管理の軽減に繋げております。

結びに、今後、国営事業や県営事業など多岐にわたる事業が実施される予定でありますので、本区内部のみならず行政や関係機関と連絡体制を密にし、事業が円滑に推進出来るよう、役員一丸となって負託に応えられるように取り組んで参りたいと考えております。組合員各位のご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。



平成30年通常総代会開催

去る平成30年3月19日、平成30年通常総代会が本区大会議室において開催されました。総代現数55名のうち52名が出席、議長に余目地区選出の高橋千鶴弥総代が指名されました。田澤理事長挨拶後、下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り可決されました。

【平成29年度】

報告事項

報告第1号 監査報告について

議決事項

総議第19号 平成28年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第20号 平成29年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金納付の変更について

総議第21号 平成29年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について

総議第22号 平成29年度最上川土地改良区費収入支出第3回補正予算について

【平成30年度】

議決事項

総議第1号 最上川土地改良区定款の一部変更について

総議第2号 最上川土地改良区金庫設置規程の一部改正について

総議第3号 最上川土地改良区経費の賦課徴収規程の一部改正について

総議第4号 最上川土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について

総議第5号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について

総議第6号 県営水利施設整備事業（最上川下流左岸地区）調査計画の実施について

総議第7号 県営簡易基盤整備促進事業高田麦地区の実施について

総議第8号 土地寄付受納について

総議第9号 平成30年度賦課徴収方法について

総議第10号 平成30年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金納付について

総議第11号 平成30年度県営常万地区ほ場整備事業費地元分担金長期借入金について

総議第12号 平成30年度県営簡易基盤整備促進事業高田麦地区地元分担金納付について

総議第13号 平成30年度県営簡易基盤整備促進事業高田麦地区地元分担金長期借入金について

総議第14号 平成30年度地区除外決済金の基準について

総議第15号 土地改良施設維持管理適正化事業（新堀揚水機場）資金の拠出について

総議第16号 平成30年度最上川土地改良区費収入支出予算について



質問する原田総代



回答する阿部副理事長



議長を務める高橋総代



採決の様子

平成30年度 主な事業一覧

(1) 国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」

老朽化した排水関連施設を補修・改修し、新たな施設の建設も行います。

予定工期：平成29年度～平成37年度

工事計画：排水機場(改修5箇所、新設1箇所)、排水路等(5.6km)、水管理施設(一式新設)

負担率(%)：国(66.66) 県(23.00) 市町(8.00) 改良区(2.34) 総事業費：16,100百万円

(2) 県営水利施設整備事業

国営事業実施路線より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路または揚水機を改修します。

- ・上堰八カ村堰地区(基幹水利施設整備型)

予定工期：平成26年度～平成31年度

対象施設(予定)：上堰(3,925m)、八カ村堰(1,579m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0) 総事業費：860百万円

- ・上堰下流地区(水利区域内農地集積促進型)

予定工期：平成26年度～平成31年度

対象施設(予定)：桑田堰(1,667m)、京島堰(835m)、上堰下流(1,557m)

負担率(%)：国(55.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(10.0) 総事業費：500百万円

- ・吉田新堀西野地区(農地集積促進型)

予定工期：平成28年度～平成33年度

対象施設(予定)：吉田幹線(1,767m)、吉田第四号支線(5,477m)、新堀堰(854m)、
西野堰(497m)、板西揚水機(電機設備一式)、榎木揚水機(電機設備一式)

庄内町管内と酒田市管内で負担率が異なります。

負担率(%)：庄内町…国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(7.5)

酒田市…国(50.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(12.5) 総事業費：425.8百万円

- ・十一カ村堰地区(基幹水利施設整備型)

予定工期：平成29年度～平成32年度

対象施設(予定)：十一カ村堰(732.4m)、四カ村堰(撤去：621.2m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0) 総事業費：110百万円

- ・最上川下流左岸地区(調査計画)

調査計画期間：平成30年度～平成31年度

対象施設(予定)：国営最上川下流左岸土地改良事業関連事業施設

負担率(%)：県(60.0) 改良区(40.0) 調査計画費：48.5百万円

(3) 県営農地整備事業(経営体育成型)

- ・常万地区：常万・上朝丸・中堀野の3集落を主な対象とした農地整備を実施しています。

予定工期：平成28年度～平成37年度 対象面積：115ha

整備内容：標準区画 200m×50m=1.0ha、パイプライン、地下排水路、地下かんがい(暗渠排水)

農地集積：担い手への農地集積で地元負担金軽減

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5) 総事業費：2,209百万円

- ・高田麦地区：高田麦・宮曾根集落を主な対象とした農地の簡易整備を実施します。

予定工期：平成30年度～平成32年度

整備内容：区画整理(畦畔除去) 17.4ha、地下排水路 3,008m、地下かんがい(暗渠排水) 31.6ha

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5) 総事業費：222百万円

(4) 県営農地整備事業（調査計画）

・西興野地区：西興野集落を主な対象とした農地整備実施に向け、調査計画を行っています。

調査計画予定：平成27年度～平成30年度

対象面積：48.2ha

計画内容：大区画、パイプライン、地下排水路、地下かんがい(暗渠排水)

・狩川東部地区：東興野・今岡・荒鍋の3集落を主な対象とした農地整備実施に向け、調査計画を行っています。

調査計画予定：平成29年度～平成32年度

対象面積：49.1ha

計画内容：大区画、パイプライン、地下排水路、地下かんがい(暗渠排水)

(5) 農業水利施設保全高度化事業（長沼堰・町堰・廿六木堰）

対象地区の水路補修や揚水機改修のための実施計画策定を行っています。

実施計画策定は全額国で負担するため地元負担はありません。

予定工期：平成29年度～平成30年度

計画内容：長沼堰地区：水路改修(L=6,587.0m)、揚水機改修(一式)

町堰地区：水路改修(L=2,665.3m)、揚水機改修(一式)

廿六木堰地区：水路改修(L=851.1m)

(6) 農業体質強化基盤整備促進事業

農業水利施設の安定的な用排水機能を確保するため、水利施設を整備します。

事業主体：土地改良区

本年度は、吉田幹線の溝畔整備、長沼堰溝畔整備、二カ村堰溝畔整備、山出川排水路底版装工、大野排水路法面整備、堀野排水路法面整備、生田排水路法面整備、雷揚水機主ポンプ整備、小島・東砂子 第二揚水機場外壁補修、十六合第四揚水機電気設備工事、町堰溝畔整備などの工事を予定しております。

負担率(%)：国(55.0) 県(4.0) 改良区(41.0)

(7) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。

事業主体：土地改良区 負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)

本年度予定工事：千河原第二揚水機、門田揚水機、丸沼揚水機

(8) 基幹水利施設管理事業

平成14年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。

事業主体：山形県

対象施設：北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、幹線用水路、東興野揚水機、中央管理所

負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0)

本年度事業費：22.35百万円

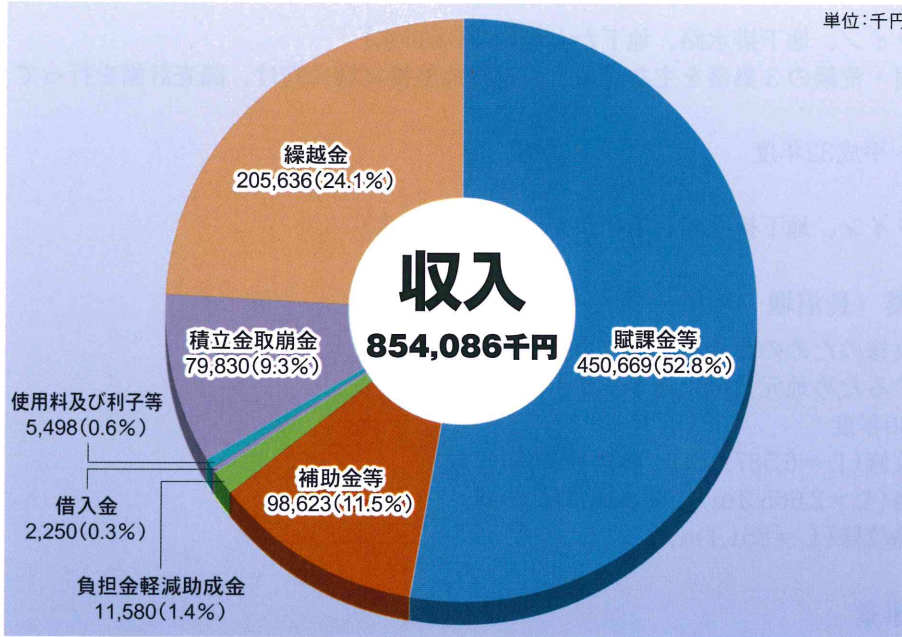


県営水利施設整備事業「上堰下流地区」
平成29年度施工（桑田堰 狩川地内）



県営水利施設整備事業「上堰八カ村堰地区」
平成29年度施工（上堰 三ヶ沢地内）

平成30年度予算

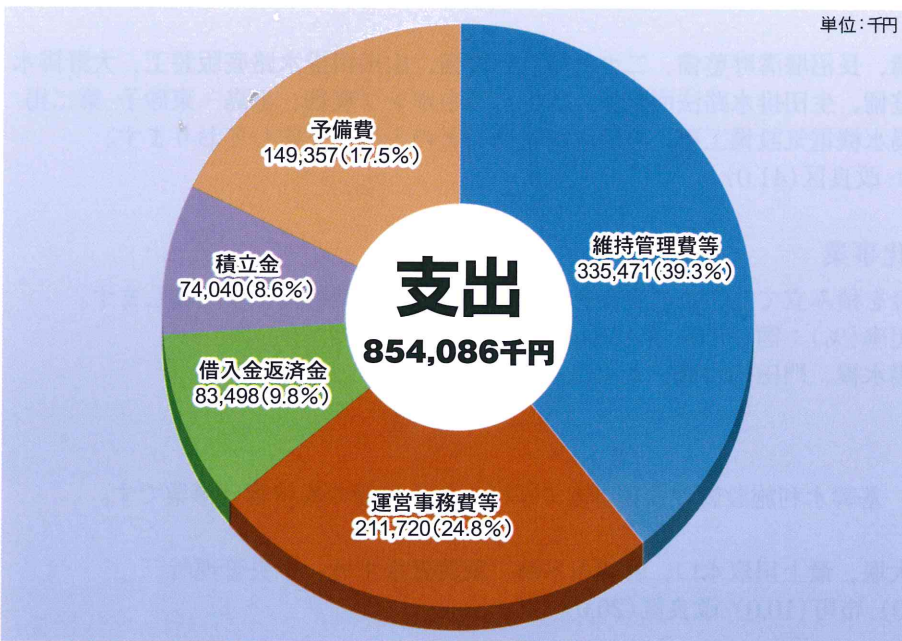


賦課金等	(単位：千円)
賦課金	432,006
決済金	5,715
雑収入	12,948
※補助金等	98,623
支援費	12,680
補助金	50,558
交付金	6,930
受託料	28,455
※負担金軽減助成金	11,580
※借入金	2,250
使用料及び利子等	5,498
他目的使用料	3,195
基本財産収入(配当金、利子)	303
特定資産収入(利子)	2,000
固定資産売却	0
積立金取崩金	79,830
繰越金	205,636
合計	854,086

※補助金等とは・・・
国県市町からの支援費や補助金、適正化事業の交付金、受託料

※負担金軽減助成金とは・・・
県は最上川地区及び新堀南部工区外11工区の償還金に対する助成金

※借入金とは、公庫資金借入金
常万地区の県営は場整備事業及び高田麦地区の簡易整備事業の本年度事業費に対する地元負担分の借入金



維持管理費等	(単位：千円)
工事費	2,150
維持管理費	144,171
適正化事業費	9,970
受託業務費	30,851
調査業務費	37,250
十六合維持管理事業費	38,325
家根合維持管理事業費	18,814
農業経営高度化支援事業費	150
地元交付金	1,800
国営・県営事業負担金	51,990
運営事務費等	211,720
運営事務費	167,460
事務所費	4,900
過年度支出	760
支払負担金	4,800
固定資産取得費	2,600
積立金取崩支出	31,200
※借入金返済金	83,498
積立金	74,040
予備費	149,357
合計	854,086

※借入金返済金の資金は・・・
賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充てます

予算のポイント

○借入金返済金の減額

昨年度の110百万円から、今年度借入金返済額は83百万円と、約27百万円の減額となりました。借入金返済額に、負担金軽減助成金(11百万円)を充てているため、実質の返済負担額は約72百万円となっております。

○運営事務費等の増額

昨年度の189百万円(補正含む)から、今年度は211百万円と、約22百万円の増額となりました。これは主に、積立金を取崩して、総代選挙のための費用と職員の退職給与金に充てたことによるものです。

○繰越金や予備費の割合が大きいが・・・

これは将来、ほ場整備事業の償還に充てる資金が含まれているためです。

平成30年度 賦課金納入について

平成30年度、賦課金は次の通りです。これは平成30年3月19日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦課種別		賦課金(円) (1,000㎡当り)	納入期限	賦課期日
一般	第1期	3,400 円	平成30年7月17日	平成30年4月1日
	第2期	2,200	平成30年11月15日	
十六合地区維持管理		2,200	平成30年7月17日	
家根合地区維持管理		2,200		
県ほ最上川地区	堀野工区	10,000	平成30年11月15日	
	槇島工区	8,600		
	余目南部工区	10,000		
県ほ家根合地区		4,200		
県ほ常万地区		4,300		
簡易整備高田麦地区		1,000		

賦課金の口座振替日

第1期 (納入期限 平成30年7月17日)	第2期 (納入期限 平成30年11月15日)
平成30年7月6日	平成30年11月5日
平成30年7月17日	平成30年11月15日

※賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

県営ほ場整備事業年度別賦課金 (計画)

1,000㎡当りの単価 (円)

年度	工区・地区	堀野	槇島	余目南部	家根合	摘要
H30		10,000	8,600	10,000	4,200	
H31		10,000	6,500	5,000	4,200	
H32		3,000	0	0	4,200	
H33		0			4,200	
H34					4,200	
H35~H38					各4,200	
H39					2,600	

※賦課金の額は補助金額の変更等により変わる場合があります。

※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。滞納しないようお願いします。

※常万地区については、工事完了等終了後、支払い年度が確定いたします。

水・土・里ネット掲示板

こんなときは届出をして下さい！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書						
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
現資格者	氏名	京田川 太郎		㊟		
新資格者	氏名	最上川 一郎		㊟		
最上川土地改良区 理事長 田澤 伸一 殿						
1. 資格得喪対象の土地						
市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに届出をお願いします。遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

また、賦課状況に疑問がありましたらいつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に变える時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外する場合は、土地改良法の規定により**決済金の納付が義務**づけられています。決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括納入して頂くものであり、当該年度の賦課金も賦課されます。又、**決済金が未納の場合は引き続き賦課されます。**

ご注意下さい！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんので注意して下さい。

賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

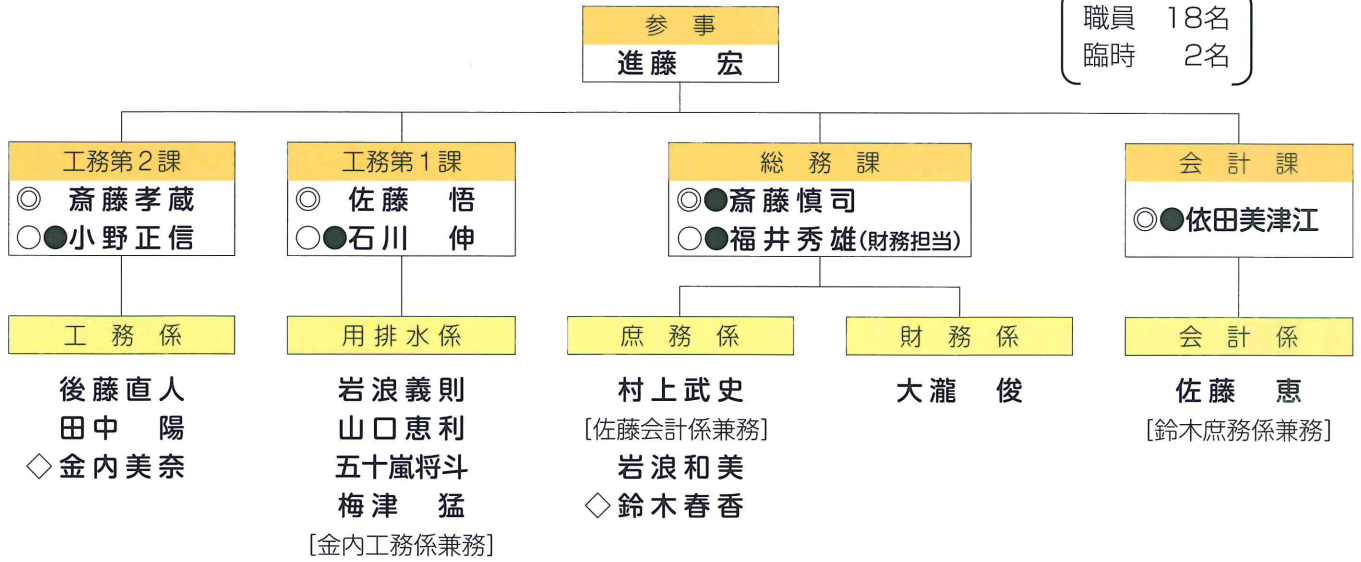
土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費です。未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保するため、滞納組合員には財産の差押等による**滞納処分**を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※**滞納処分**とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

平成30年度 職員配置図

◎：課長(級) ○：業務主幹 ●：係長
◇：臨時 (平成30年4月1日現在)

職員 18名
臨時 2名



職員紹介と一言

平成30年4月1日付



配属：工務第2課 工務係

た なか よう
新採 田中 陽 さん

情熱を持って仕事に取り組みます。

各係直通電話番号

- 庶務係：☎ 0234-43-2255
- 財務係：☎ 0234-43-2256
- 会計係：☎ 0234-43-2258
- 用排水係：☎ 0234-43-8885
- 工務係：☎ 0234-43-8886

山水里ネット最上川の基本理念

- ① 農家組合員に徹底して奉仕します。
- ② 地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

山水里ネット最上川の運営ビジョン

- ① 「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
- ② 農家組合員に対し水を安定的に供給します。
- ③ 地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

★本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努め、予算の編成・執行をいたしております。

平成31年度 施設傭員募集

- 募集人員：若干名
 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で62歳までの健康な方。
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間：平成31年1月31日(木)まで
 提出書類：履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金：日額 7,000円くらい
 採用時期：平成31年4月中旬～平成31年9月中旬

平成30年度北楯・吉田堰開削功労者顕彰感謝祭

去る6月11日に、北楯・吉田堰開削功労者顕彰感謝祭が庄内町狩川の北館神社にて執り行われました。本祭は、北楯大堰と吉田堰の開削功労者である「北館大学利長公と佐々木彦作翁」をはじめ、両堰の開削事業に携わった先人達の偉業・功績に感謝し、それを後世に伝えるべく毎年行われております。



祭典の様子（ 来賓、関係者含めて55名が出席 ）

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願いいたします。



防護ロープと注意看板

第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の通りです。

平成30年9月1日(土)から

平成30年9月15日(土)まで

ゴミを捨てないで!!

近年、水路へのゴミ投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変支障を来しています。投棄されたゴミが、下流のゲートやスクリーンに詰まり、水が溢れ出るといった事態も以前から報告されています。

本区が支払うゴミ処理の負担も大きいものとなっております。「水路には絶対ゴミを捨てない。」よう、皆様の御協力をお願いいたします。また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちることがないように重ねてお願いいたします。